

# 知らないままに進む国民統合 戦争への道

「君が代」を暗記できているかどうか  
調べたって聞いたけどホント?



吹田市で、市会議員の質問をきっかけに教育委員会が小中学生の「君が代」の暗記率を調べたんだ。教育への政治介入のだ!とか、子どもの内心の自由を侵すな!とか、批判が噴出して、来年からは同じ調査はしないことにしたらしいけど、なんだか怖いね。



卒業式では「君が代」を歌わないとダメなの?



京都で、卒業を控えた6年生の1人が「君が代」を歌いたくないと訴えたところ、学校側が「みんなに迷惑がかかる」なんて言って、歌うように説得したんだって。「子どもたちや保護者には強制しない」って、聞けば答えるのに、おかしいよね。いったい誰のための卒業式なんやろ?



うちの子に突然自衛隊からの  
勧誘が届いてビックリした!



多くの自治体が18歳、22歳になる若者のリストを自衛隊に提供しているそうだ。違法ではないかと言う人もあるけど、多くの自治体が、本人・保護者に断りなく電子データの形で提供しているのは大問題だよね。



# お校に自由と民主主義を



新たな戦前にしないために!学校に思想・良心・表現の自由を!

ウクライナに続いてパレスチナでも何万人もの市民・女性・子どもが犠牲に。しかし日本政府は停戦への努力ではなく、「日本防衛のためには、もっと武器を」「戦争への備えを」との姿勢です。

一方で、東京では2003年から、大阪では2011年から、学校での「君が代」への起立齊唱が教職員に強制されています。大阪府・市では「国旗・国歌条例」の下で、教職員への戒告64件・減給3件・再任用拒否等の処分がされています。

これらはかつての戦前・戦中の「個人より国家」の教育の再現であり、さらに児童・生徒にも「上には黙って従え」の刷り込みとなり、過度なナショナリズムの鼓吹にもつながるものです。(「新たな戦前」)

しかし世界では学校の式典で国歌齊唱を行う国は少数であり、思想・信条により起立齊唱ができない時は静かに拒否してよいというのが国際的な考え方です。

「日の丸・君が代」強制反対大阪ネット

〒543-0038 大阪市中央区内淡路町1-3-11

シティコープ上町402共同オフィス SORA 気付

Mail : kouiti752@gmail.com (山田)



CEART(セアート)って?  
自由権規約委員会って?  
日本の教育について  
勧告してるって?



## 「君が代」不起立・不齊唱の教員を 懲戒処分としないことを求めるCEART勧告

CEARTは、教員の地位・役割・権利等についての国際基準である「教員の地位に関する勧告」の実施状況を調査し、勧告の実施・普及に向けて提言するILOとUNESCOの合同専門家委員会です。CEARTは、日本の組合からの申立てを受けて、「君が代」強制・教職員処分にかかる審査を行い、2018年、勧告を含む総括所見を採択しました。2019年、ILOから以下の勧告が日本政府に伝えられています。

- 式典に関する教員の義務について合意し、国旗掲揚と国歌の齊唱に参加したくない教員への配慮ができるように、愛国的な式典に関する規則について教員団体と対話すること。
- 不服従という無抵抗で混乱を招かない行為に対する懲罰を回避する目的で、懲戒処分のメカニズムについて教員組合との協議すること。

これらの勧告は、「君が代」不起立・不齊唱の教員を懲戒処分とすることは、「教員の地位に関する勧告」第80項の「教員は、市民が一般に享受している市民としてのすべての権利行使する自由を有」との規程に反しているとの認識に基づいたものです。CEART・ILOは、2022年にも、

2019年勧告実施への進展を促す(CEART見解・勧告の日本語版作成・共有等)勧告を行っています。



## 「日の丸・君が代」強制を

## 国連機関が「人権無視」と勧告

大阪では、条例や教育長通達によって、公立学校の教員は卒業式・入学式などで「君が代」斉唱時に起立して歌うことを強制されています。

「君が代」の意味や歴史を考えて起立しなかった場合は処分が出され、処分が3回になれば免職される恐れもあります。この強制は、子どもたちや保護者にも及びつつあるのが実態です。

こうした人権無視の実態を国連機関である自由権規約委員会に訴えてきましたが、2022年10月に、「日の丸・君が代」強制が「思想・良心の自由」の問題であるという画期的な勧告が出されました。この勧告では、学校儀式などで「日の丸・君が代」が強制されている実態を改め、「思想・良心の自由」を守るように、自由権規約を批准している日本政府に求めています。

日本政府や大阪府はこの勧告を真剣に受け止め、ただちに「日の丸・君が代」の強制をやめるべきです。

### 【自由権規約第7回日本審査総括所見(抜粋)】

(パラグラフ38)「当委員会は学校の儀式において国旗にむかって起立し国歌を斉唱することに対する静かで破壊的でない不服従の結果、教師が最高6ヶ月の停職を含む処分を受けたことを懸念する。さらに儀式において生徒に起立を強制するために物理的な力が用いられたという申し立てに対しても懸念を抱く」

(パラグラフ39)「締約国は思想良心の自由の実質的な行使を保障し、規約18条で許容された制約の厳密な解釈を超えてその自由を制約するいかなる措置も控えるべきである。締約国は自国の法律とその運用を規約18条に適合させるべきである」

### 【自由権規約18条(抜粋)】

- 1 すべての者は、思想、良心および宗教の自由についての権利をもつ。この権利には、その宗教や信念をもつ自由、その宗教や信念を表明する自由を含む。
- 2 誰であっても、自分の宗教や信念をもつ自由を侵害するおそれのある強制を受けない。

